

環境部 環境政策課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 監査対象部局 環境部 環境政策課
 - 対象年度 令和4年度
 - 監査対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和5年11月21日
- 4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

環境部環境政策課の主な業務内容及び職員数（令和5年9月1日現在）は、次のとおりである。

【環境政策課】

| | |
|---|---|
| 環境部 職員1人 環境政策課 職員2人 環境企画係 職員4人 会計年度任用2人 | (1) 環境保全に係る企画及び連絡調整に関すること。 |
| | (2) 環境計画に関すること。 |
| | (3) 地球温暖化対策に関すること。 |
| | (4) 環境保全審議会に関すること。 |
| | (5) 環境マネジメントシステムに関すること。 |
| | (6) 鳥獣飼養の許可及び鳥獣保護に関すること。 |
| | (7) 国際環境技術移転センターとの連絡に関すること。 |
| | (8) 部内の事務事業の調整に関すること。 |
| | (9) 部及び課の庶務に関すること。 |
| 大気水質係 職員5人 会計年度任用2人 | (1) 公害防止協定に関すること。 |
| | (2) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭に係る規制、監視、調査及び指導に関すること。 |
| | (3) 遊泳用プールに係る監視、調査及び指導に関すること。 |

| | |
|---------------------------|--|
| | (4) 温泉の利用、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和45年政令第304号）第1条に規定する特定建築物の環境衛生及び専用水道等に係る監視、調査及び指導に関すること。 |
| 公害保健係 職員4人 会計年度任用1人 | (1) 公害健康被害者の補償給付に関すること。 |
| | (2) 公害健康被害認定審査会に関すること。 |
| | (3) 公害保健福祉事業に関すること。 |
| | (4) 健康被害予防事業に関すること。 |
| | (5) その他公害保健対策に関すること。 |

(職員16人、会計年度任用職員5人)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 職員配置におけるリスク
- (4) 工場等への立入調査時の高所設備の確認作業におけるリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、支出事務、契約事務、財産管理、情報管理、組織・人員等において点数が高く、全体的にリスクは高い評価となった。事前調査の結果、支出事務、公印管理、人事管理について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

| チェック項目 | | 想定されるリスク | 評点 | 発現 |
|--------|-----------------------|--|-------|----|
| 支出事務 | 歳出予算の執行を行っているか。 | 不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク | 6 / 6 | ○ |
| | 負担金、補助金又は交付金を支出しているか。 | 補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク | 4 / 4 | |

| | | | | |
|-------|--|--|-------|---|
| 契約事務 | 事業者と業務委託の契約を締結しているか。 | 事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク | 4 / 4 | |
| | 単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか。 | 事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク | 4 / 4 | |
| 財産管理 | 公有財産を所管しているか。 | 土地、建物、工作物が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク | 4 / 4 | |
| 情報管理 | 個人情報扱っているか。 | 個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク | 6 / 6 | |
| 組織・人員 | 在籍年数の短い職員が多いか。 | 所属において業務に必要なスキルが継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク | 4 / 4 | |
| | 時間外勤務を多く行っているか。 | 時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク 特定の職員に時間外勤務が偏ることにより、業務が停滞するリスク | 6 / 6 | ○ |

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 時間外対象職員13人のうち、3人が厚生労働省の定める過労死等労災認定基準(*1)を上回る時間外勤務を行っており、また、8人が年間360時間を超える時間外勤務(*2)を行っていた。

*1 過労死等労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

*2 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

指 摘

厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行いながら、職員を守るためにもしっかりと働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。

(3) 職員配置におけるリスク

- ◆環境政策課では勤続年数の短い職員が見受けられるが、業務を行うにあたって技術・知識の継承などは適切に行われているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- 各種業務において、マニュアルを作成し対応しており、環境法令の届出については、三重県が作成している事務処理要領を活用し事務処理を行っている。また、工場等への立入調査については、経験の長い職員が経験の短い職員に同行することで業務の継承やスキルアップを図っている。併せて、環境省や三重県などが開催している研修に積極的に参加をすることで経験や知識を深め、係内研修などを通じて職員間で情報共有を行い、業務の継承等を図っている。

(4) 工場等への立入調査時の高所設備の確認作業におけるリスク

- ◆工場等への立入調査の際に、高所設備の確認作業が発生しているが、確認作業の際に職員の安全が確保されているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- 高所設備の確認作業を行う際には、腰ベルト型墜落制止用器具を着用し確認作業を実施していたが、令和4年度から、大気汚染防止法に基づく特定粉じん（アスベスト）排出等作業実施届出先が三重県から本市に変更となったことで、高所設備の確認作業が必要な案件が増加した。今後の高所設備の確認作業の際には、フルハーネス型墜落制止用器具特別教育を受講した職員がフルハーネス型墜落制止用器具を着用して確認作業を実施することで、職員の安全確保に努め、より安全に立入調査を実施するための体制の整備を図っている。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが複数見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

また所属長が決裁を行う際には、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識したうえで行うこと。

② 特定外来生物の捕獲・処分について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

特定外来生物であるアライグマ・ヌートリアの捕獲・処分件数が減少している。生態系の保全や生活環境等への被害を防止するために、件数の減少原因を研究し、効果的な事業の実施に務め、目標処分頭数についても再度検討を行うこと。併せて、その他の特定外来生物の駆除についても、国や県と連携しながら素早い対応を行っていくこと。

③ 公害保健福祉事業等の実施について【有効性の視点】

公害健康被害認定者の健康の回復や増進を図るために、保健師による療養の指導や、インフルエンザ予防接種費用の助成等を行っているが、認定者の高齢化やニーズの変化等に合わせて、事業の見直しを検討すること。

④ 環境保全の周知について【住民福祉の向上の視点】

市民団体が独自に実施した市内の河川等におけるPFOS、PFOAの水質調査について、4地点で公共用水域における水質の要監視項目の暫定指針値を超過したとの報道がされたが、その数字が市民の不安を煽る状況になる可能性もあるため、市の対応について適宜情報発信を行っていくこと。

⑤ 主要施策における説明の記載について【有効性の視点】

主要施策において、市内の測定地点における環境基準達成率の指標があるが、説明には、2地点において環境基準が達成できなかった旨の記載がなされている。環境基準が達成できなかったことでの影響も記載していくこと。

⑥ 単独随意契約における事務手続きについて【合規性の視点】

単独随意契約にて業務委託を行う際には、契約理由を明確にし、適切な契約事務を行うこと。

⑦ 必要な人員の確保について【効率性の視点】

化学技師等の業務に必要な人員について、確保に努めていくこと。

環境部 四日市公害と環境未来館

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 環境部 四日市公害と環境未来館

対象年度 令和4年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市立博物館 第一会議室

監査期間 令和5年11月17日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

環境部四日市公害と環境未来館の主な業務内容及び職員数（令和5年9月1日現在）は、次のとおりである。

【四日市公害と環境未来館】

| | |
|--|--|
| 四日市公害と環境未来館 職員6人 再任用職員1人 会計年度任用5人 | (1) 四日市公害に関する資料の収集、保管及び調査研究に関すること。 |
| | (2) 環境を学習する機会の提供並びに環境に関する知識及び意識の啓発に関すること。 |
| | (3) 市民、環境保全活動団体等の交流及び環境保全活動の支援に関すること。 |
| | (4) 他の資料館、博物館、図書館、学校その他関係機関との連絡及び協力に関すること。 |
| | (5) 公害、環境等に関する図書の貸出しに関すること。 |
| | (6) 前各号に掲げるもののほか、館の事業及び管理運営に関すること。 |

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

(3) 職員配置のリスク

(4) 収蔵品の適正管理に係るリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、主要な事務事業、現金等管理、支出事務、契約事務、情報管理、組織・人員で点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。事前調査の結果、現金等の管理、物品・備品管理、契約事務、文書管理について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

| チェック項目 | | 想定されるリスク | 評点 | 発現 |
|------------|------------------------------|--|-------------|----|
| 所属の主要な事務事業 | 許認可、不利益処分に係る事務を行っているか。 | 許認可等の事務が適切に行われないリスク | 4 / 8 ※ | |
| 現金等管理 | 現金や金券（切手・収入印紙・駐車券等）の取扱いがあるか。 | 現金・金券の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク | 4 / 8 ※ | ○ |
| 支出事務 | 歳出予算の執行を行っているか | 不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク | 6 / 12 ※ | |

| | | | | |
|-------|--|--|------------|---|
| 契約事務 | 事業者と業務委託の契約を締結しているか | 事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク | 8 / 8 ※ | ○ |
| | 単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか。 | 事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク | 4 / 8 ※ | |
| | プロポーザルによる契約を締結しているか。 | 事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク | 8 / 8 ※ | |
| 情報管理 | 個人情報扱っているか。 | 個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク | 4 / 6 | |
| 組織・人員 | 時間外勤務を多く行っているか。 | 時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク 特定の職員に時間外勤務が偏ることにより、業務が停滞するリスク | 4 / 6 | ○ |

※：出先機関であることによる加算あり

(評点／リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

× 時間外勤務対象職員 4 人に対して、1 人が年間 3 6 0 時間を超える時間外勤務(*)を行っていた。

* 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1 年の時間外勤務の上限は、原則として 3 6 0 時間以内と規定されている。

意見

時間外勤務が年間 3 6 0 時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、A I 技術の活用等による業務改善をはじめとす

る業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。

(3) 職員配置のリスク

- ◆勤続年数が3年未満の職員がほとんどを占めるが、特別展・企画展開催のノウハウが継承できているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 博物館職員から指導を受けることにより、ノウハウの蓄積に努めている。令和5年度は学芸員が配置され、その知識が特別展・企画展の開催業務に大きく活かされている。

(4) 収蔵品の適正管理に係るリスク

- ◆収蔵品について、適切な財産の掌握が行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 書籍や写真等の四日市公害に関する資料は、約2万点が収蔵品管理システムに登録され、ジャンル別に検索が可能となっており、博物館と共用の収蔵庫等で保管している。しかし、収蔵庫の立ち入りに博物館学芸員の立ち合いが必要であり、実査は開館以来一度も行われていない。

また、収蔵品管理システムに未登録の未整理資料が大量にあり、その中には、「四日市公害と環境未来館」に関連する資料も含まれている。未整理資料は、本町プラザ内の部屋に保管されているが、どのように整理するか課題がある。

指 摘

同館の資料は博物館と共用の収蔵庫で保管しているが、実査が行われていない。実査方法について早急に博物館と協議の上、実査を開始すること。

意 見

未整理資料のうち「四日市公害と環境未来館」に関連する資料については、学芸員が資料のランク付け等の重要な判断を行い、そのあとの整理は会計年度任用職員が行うなど、効率的な整理方法を早急に検討すること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリス

クを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

また所属長が決裁を行う際には、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識したうえで行うこと。

② 博物館との連携について【有効性の視点】

学校の見学スケジュールにおいて、博物館の常設展示室も見学ルートに入れ、また、当館の見学とプラネタリウム投映を組み合わせることにより、常に連携を図っている。また、令和3年度、5年度の特別展・企画展開催時に博物館と連携し、プラネタリウムで関連番組の投映を行っている。「四日市公害と環境未来館」と博物館は、同一施設内に設置されており、博物館との効果的な連携があつてこそ市民に強くPRすることができるので、今後も、両館が密に連携を図り、より魅力のある施設を目指すこと。

③ 語り部の減少による四日市公害の歴史と教訓の伝承について【有効性の視点】

四日市公害裁判判決から50年が経過し、「語り部」は高齢化により現在3名となり、歴史と教訓の風化が懸念される。当館では、当時を経験された60人を超える証言記録映像をアーカイブとして保有し、展示室で公開しているが、解説員養成の制度をさらに充実させるとともに、引き続き、伝承方法の研究を行っていくこと。

④ 環境技術の見識を有する市職員の確保について【有効性の視点】

業務上、環境技術についての見識が求められることから、環境技術の見識を有する市職員の確保に努めること。

⑤ 学術機関との連携について【有効性の視点】

資料の有効活用のため、大学等学術機関と連携を図ること。

⑥ エコパートナー環境学習等業務委託事業について【有効性の視点】

現在、登録されたエコパートナーに9事業を委託しているが、環境教育は非常に重要であり、事業数を増やすことや、事業内容を深めることも検討すること。

⑦ 環境学習事業等運營業務委託について【有効性の視点】

継続性を持たせ、経年的な事業を取り入れることなどについても検討すること。

環境部 生活環境課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 対象部局 環境部 生活環境課
 - 対象年度 令和4年度
 - 対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和5年11月21日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

環境部生活環境課の主な業務内容及び職員数（令和5年9月1日現在）は、次のとおりである。

【生活環境課】

| | | |
|--------|------|------------------------------------|
| 環境部 | 職員1人 | (1) し尿収集に関すること。 |
| | | (2) し尿処理手数料、墓地使用料等の調定及び徴収に関すること。 |
| 生活環境課 | 職員1人 | (3) 斎場墓地及びし尿処理施設の維持管理並びに修繕に関すること。 |
| 管理係 | 職員3人 | (4) 斎場墓地及びし尿処理施設整備計画並びに用地取得に関すること。 |
| 会計年度任用 | 5人 | (5) 生活排水計画に関すること。 |
| | | (6) し尿処理施設の運営管理に関すること。 |
| | | (7) 浄化槽清掃業の許可に関すること。 |
| | | (8) 朝明広域衛生組合との連絡に関すること。 |
| | | (9) 生活衛生に関すること。 |
| | | (10) 北大谷斎場及び市営霊園に関すること。 |
| | | (11) 課の庶務に関すること。 |

| | |
|---|--|
| ごみ減量推進係 職員 3 人 会計年度任用 1 人 | (1) ごみ減量及び資源のリサイクルに係る施策、計画の立案及び意識啓発に関すること。 |
| | (2) ごみ減量及び資源のリサイクルに係る指導及び調査統計に関すること。 |
| | (3) ごみ減量等推進審議会に関すること。 |
| | (4) 廃棄物対策室に関すること。 |
| 廃棄物対策室 職員 2 人 再任用職員 1 人 会計年度任用 6 人 | (1) 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可に関すること。 |
| | (2) 自動車リサイクル関連事業者の登録及び許可に関すること。 |
| | (3) 廃棄物の不法投棄対策に関すること。 |
| | (4) その他廃棄物の適正処理に関すること。 |
| 北大谷斎場 会計年度任用 3 人 | (1) 北大谷斎場の運営及び維持管理に関すること。 |
| | (2) 北大谷霊園の運営及び維持管理に関すること。 |

(職員 10 人、再任用職員 1 人、会計年度任用職員 15 人)

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 職員配置におけるリスク
- (4) 滞納債権の整理におけるリスク
- (5) 公有財産の管理におけるリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、支出事務、契約事務、情報管理等において点数が高く、全体的にはリスクは高い評価となった。事前調査の結果、文書管理等において一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

| チェック項目 | | 想定されるリスク | 評点 | 発現 |
|--------|---|--|-------|----|
| 収入事務 | 滞納債権があるか | 滞納債権の適正な管理がされないリスク | 4 / 4 | |
| 現金等管理 | 現金や金券の取り扱いがあるか | 現金・金券の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク | 4 / 4 | |
| 支出事務 | 歳出予算の執行を行っているか | 不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク | 6 / 6 | |
| | 負担金、補助金又は交付金を支出しているか | 補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク | 4 / 4 | |
| 契約事務 | 事業者と工事請負などの契約を締結しているか | 事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク | 6 / 6 | |
| | 事業者と業務委託の契約を締結しているか | 事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク | 2 / 4 | ○ |
| | 単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか | 事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク | 4 / 4 | |
| | 指定管理者制度を導入しているか | 事業者選定、金額決定、業務委託の管理や評価が適切に行われないリスク | 4 / 4 | |
| | プロポーザルによる契約を締結しているか | 事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク | 4 / 4 | |
| 財産管理 | 公有財産を所管しているか | 土地、建物、工作物が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク | 4 / 4 | |
| | 土地又は建物の貸付けを行っているか | 多額の損失発生のリスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク | 4 / 4 | |

| | | | | |
|-------|--------------------------------|--|-------|---|
| 情報管理 | 個人情報を取っているか | 個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク | 6 / 6 | |
| 組織・人員 | 監査年度を含む過去2年以内に、組織変更、所管替え等があったか | 分掌事務が十分に行われないリスク | 4 / 4 | |
| | 在籍年数の短い職員が多いか | 所属において業務に必要なスキルが継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク | 4 / 4 | |
| | 時間外勤務を多く行っているか | 時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク 特定の職員に時間外勤務が偏ることにより、業務が停滞するリスク | 4 / 6 | ○ |

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 時間外勤務対象職員7人のうち、2人が年間360時間を超える時間外勤務(*)を行っていた。

*「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

意見

時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に努めること。

(3) 職員配置におけるリスク

- ◆生活環境課では勤続年数の短い職員が見受けられるが、業務を行うにあたって技術・知識の継承などは適切に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 外部研修等を通じて知識の獲得に努めるほか、引継書の作成などにより適切な業務執行に努めている。

しかしながら、各係や廃棄物対策室の係員・室員の人数が少なく、在職期間の長い職員への業務の集中や、新たな職員へのスムーズな業務継承に課題が生じる状況などが懸念される。

意見

勤続年数が2年未満の職員で構成される係もあり、係長の負担が非常に大きくなっていると思われる。現在の体制においては、係長に業務が集中するのはやむを得ない部分もあると思うが、管理職はこうした状況をしっかりと把握し、適切にフォローを行うとともに、人員配置についても部を通して適切な要求に努めること。

（4）滞納債権の整理におけるリスク

- ◆生活環境課では、霊園使用料とし尿くみ取り手数料を中心に滞納繰越が生じているが、適切な徴収対策は行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 霊園使用料については、使用者死亡等により滞納が生じる場合は、戸籍調査等により親族を明らかにし、納付書の送付を行っている。

し尿くみ取り手数料については、文書送付や架電により早期納付に努めているほか、長期滞納または高額滞納となった場合は不定期収集とする旨の通知を行うことで、納付を促している。

（5）公有財産の管理におけるリスク

- ◆生活環境課は市内各地の墓地をはじめ、多数の公有財産を所管しているが、管理は適切に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 墓地のうち、北部墓地公園は指定管理、北大谷霊園は斎場と併せてプロポーザルによる業務委託により管理を行っている。旧町村から移管を受けた富田、富洲原、塩浜の各霊園については、シルバー人材センター等への業務委託により除草や清掃を行うとともに、会計年度任用職員が日常的な現場の確認を行っている。また、それ以外の墓地については、地元による管理となっており、年度末に所属職員による全体の実査を行っている。

し尿処理施設については、日常的に活用している生活環境公社等から修繕等が必要な旨の報告があり次第、対応している。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘

業務委託の管理について【合規性の視点・住民福祉向上の視点】

業務委託契約において、毎月の提出を義務付けている業務報告が一部提出されておらず、結果的に年度末に一部契約不履行となり違約金を受け取った事例が見受けられた。今回は実質的な影響はなかったが、法定点検が規定通り行われなかったことは重大な問題であり、契約相手方と連絡が取れないなどトラブルが起きた場合には他の業者に依頼するなど、市として緊張感を持って、速やかに適切な対応をとること。

意 見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

また所属長が決裁を行う際には、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識したうえで行うこと。

② 環境事業課との業務区分の整理について【有効性の視点】

令和4年4月の組織改編に伴い、従来你的生活環境課が生活環境課と環境事業課の2課に分割された。それに伴い、ごみに関する業務のうち、収集や処理等の業務は環境事業課の業務となり、生活環境課はごみ減量等に関する政策立案や意識啓発等を担うこととなった。

課は分割されたものの、ごみを減量するという目標は両課で共通である。将来的にも両課が同じ方向性を持って業務を行っていくため、廃棄物対策監を先頭に、日ごろから連絡を取り合うなど両課がよりよい関係を構築できるよう、環境整備に努めること。

③ 北大谷斎場への職員の配置について【有効性の視点】

北大谷斎場には、市職員としては受付や火葬証明書の発行のため会計年度任用職員のみが配置されているが、施設管理等は業務委託で行われており、現状の配置で十分機能しているとのことである。配置されている会計年度任用職員の負担や責任が過大なものとならないよう、引き続き課と斎場の連携を密にし、適切な業務執行に努めること。

④ 墓じまいや改葬の方法等の周知について【有効性の視点】

近年では墓じまいをする家庭も増えているとのことであるが、市民がその際の適切な手続きをスムーズに行うことができるよう、ホームページ等による適切な周知に努めること。

⑤ 市営霊園の使用者調査について【効率性の視点・有効性の視点】

旧町村から引き継いだ3霊園の使用者の確認については、これまでも現在の利用者の調査などを行い、8～9割程度の把握ができているとのことである。弁護士等の法的な専門家の活用などを通じ、引き続き効果的に使用者調査を進めること。

⑥ 資源集団回収助成金について【有効性の視点】

資源集団回収にかかる助成金を支出しているが、近年は活動自体が低下傾向にあるとのことである。こうした事業は、子どもたちが関わる教育の面でも重要であり、希薄になりがちな近年の地域住民間の関係性を保つことにも効果があることから、当該事業の効果的な推進に取り組むこと。

⑦ 食品ロス削減の取り組みについて【有効性の視点】

食品ロスへの対策として様々な啓発活動を行っており、令和5年度からは四日市市社会福祉協議会に委託し、食品ロスマッチング事業などを実施しているとのことである。今後も引き続き、実効性の高い取り組みを進めること。

環境部 環境事業課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 対象部局 環境部 環境事業課
 - 対象年度 令和4年度
 - 対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市クリーンセンター 多目的ルーム1
 - 監査期間 令和5年11月16日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

環境部環境事業課の主な業務内容及び職員数（令和5年9月1日現在）は、次のとおりである。

【環境事業課】

| | |
|--|---|
| 環境事業課 職員1人 再任用職員1人 施設係 職員4人 再任用職員1人 会計年度任用2人 | (1) ごみ処理施設の維持管理及び修繕に関すること。 |
| | (2) ごみ処理施設の整備計画及び用地取得に関すること。 |
| | (3) 四日市市クリーンセンター及び南部埋立処分場の周辺環境整備に関すること。 |
| | (4) 犬猫等動物の死体処理の受付に関すること。 |
| | (5) 犬猫等動物の死体処理料の調定及び徴収に関すること。 |
| | (6) 資源物の売却等に関すること。 |
| | (7) ごみ処理手数料の調定及び徴収に関すること。 |
| | (8) 課の庶務に関すること。 |
| 事業係 職員4人 会計年度任用6人 | (1) 清掃衛生作業用車両及び清掃衛生作業用器材の配置計画に関すること。 |
| | (2) 清掃業務の安全衛生に関すること。 |
| | (3) 南北清掃事業所との連絡調整に関すること。 |
| | (4) 地域の清掃及び美化に関すること。 |
| | (5) 資源物の持ち去り行為に関すること。 |

| | |
|--|---------------------------------------|
| 清掃事業所 北部清掃事業所 作業係 職員 32 人 再任用職員 4 人 会計年度任用 20 人 | (1) 一般廃棄物の収集及び運搬に関すること。 |
| | (2) 一般廃棄物の分別排出、分別運搬及び再資源化の啓発指導に関すること。 |
| 南部清掃事業所 作業係 職員 18 人 再任用職員 3 人 会計年度任用 13 人 | (3) 作業用車両及び作業用器材の維持管理に関すること。 |
| | (4) 所管車両の事故防止及び事故処理に関すること。 |
| | (5) 廃棄物の処理手数料等の収納に関すること。 |
| | (6) 犬猫等動物の死体処理に関すること。 |

(職員 59 人、再任用職員 9 人、会計年度任用職員 41 人)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 職員配置におけるリスク
- (4) 公有財産が適切に管理されないリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、支出事務、情報管理、組織・人員等において点数が高く、全体的にリスクは高い評価となった。事前調査の結果、支出事務、契約事務等において一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

| チェック項目 | 想定されるリスク | 評点 | 発現 | |
|------------|--------------|---------------------|------------|--|
| 所属の主要な事務事業 | 許認可、不利益処分に係る | 許認可等の事務が適切に行われないリスク | 4 / 8 ※ | |

| | | | | |
|-------|---|--|--------------|---|
| | 事務を行っているか | | | |
| 収入事務 | 地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか | 法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク | 12 / 12 ※ | |
| 現金等管理 | 現金や金券の取扱いがあるか | 現金・金券の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク | 4 / 8 ※ | ○ |
| 支出事務 | 歳出予算の執行を行っているか | 不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク | 12 / 12 ※ | ○ |
| | 負担金、補助金又は交付金を支出しているか | 補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク | 4 / 8 ※ | |
| 契約事務 | 事業者と業務委託の契約を締結しているか | 事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク | 8 / 8 ※ | ○ |
| | 単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか | 事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク | 8 / 8 ※ | |
| 財産管理 | 公有財産を所管しているか | 土地、建物、工作物が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク | 4 / 4 | ○ |
| | 土地又は建物の貸付けを行っているか | 多額の損失発生リスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク | 4 / 4 | |
| 基金 | 基金を所管しているか | 設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク | 4 / 4 | |
| 組織・人員 | 監査年度を含む過去2年以内に、組織変更、所管替え等があったか | 分掌事務が十分に行われないリスク | 4 / 4 | |

| | | | | |
|-----|---------------------|--|-------|---|
| | 時間外勤務を多く行っているか | 時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク 特定の職員に時間外勤務が偏ることにより、業務が停滞するリスク | 4 / 6 | ○ |
| その他 | 毒物・劇物・危険物等の取り扱いはあるか | 毒物・劇物・危険物等が適切に管理されないリスク | 4 / 4 | |

※：出先機関であることによる加算あり

(評点／リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 時間外勤務対象職員56人のうち、3人が年間360時間を超える時間外勤務(*1)を行っていた。

*1 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

意見

時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。

(3) 職員配置におけるリスク

- ◆合計すると100人を超える大規模な所属であるが、事務職の正職員は非常に少ないという状況において、業務に支障をきたすことはないか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- △ 環境事業課における事務職の正職員は、清掃事業所勤務の職員を除くと、管理職以外では5人という現状であり、所属全体の事務的業務を行うには厳しい状況がある。事務分担の見直し等にも努めているものの、人員配置要求を引き続き行うこととしている。

意見

所属の規模及び事務量に対し、事務職員が少ないように見受けられる。業務量や業務の内容を数値に基づいて精査し、必要な人員確保に最大限努めること。

(4) 公有財産が適切に管理されないリスク

- ◆管理する公有財産が多く、また位置が離れているものもあることから、その管理事務量も多い。各建物や工作物の状況確認、公有財産の増減を適切に公有財産台帳に反映させるといった事務上の処理などに不備が生じることはないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 毎年度末に、数日かけてすべての公有財産の実査を行い、状況確認を適切に行っているものの、実査記録の記載誤りがみられた。新設または撤去したものについては、その都度速やかに管財課に申請し、公有財産台帳に適切に反映させている。

意見

適切に実査を行っていても、実査記録の照合日などが誤っていると、実査の実効性に疑義が生じかねない。正確な記載を心がけること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指摘

業務委託の管理について【法規性の視点・住民福祉の向上の視点】

業務委託契約において、毎月の提出を義務付けている業務報告が一部提出されておらず、結果的に年度末に一部契約不履行となり違約金を受け取った事例が見受けられた。今回は実質的な影響はなかったが、法定点検が規定通り行われなかったことは重大な問題であり、契約相手方と連絡が取れないなどトラブルが起きた場合には他の業者に依頼するなど、市として緊張感を持って、速やかに適切な対応をとること。

意見

① 内部事務管理について【法規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

また所属長が決裁を行う際には、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識したうえで行うこと。

- ② 不法投棄、資源物持ち去りなど不法行為への対応について【合規性の視点・有効性の視点】
- 許可なく資源物を持ち去る行為や事業系廃棄物の不適切な搬入については、巡回パトロールの実施などに加え、対策強化のための条例改正も行い、一定の効果は見られたとのことである。引き続き、不法行為への対策を検討し取り組むこと。特に、資源物持ち去りについては、今後も、他自治体への調査などを行いながら、より有効な対策について研究すること。
- ③ 所属の分離、独立による効果的な事業展開について【有効性の視点】
- クリーンセンター内への環境事業課設置により、ごみ収集・処理の現場との物理的距離が近くなった。これにより、現場の状況を把握しやすくなったメリットを生かして、課題や対策案を積極的に発信、提案するなどし、今後も生活環境課と緊密に連携して効果的な事業展開に取り組むこと。
- ④ 職員間のコミュニケーションについて【有効性の視点】
- 多様な立場の職員が混在する職場であることから、相互にコミュニケーションを密にし、円滑な施設運営に当たること。
- ⑤ 工事の繰越しについて【住民福祉の向上の視点】
- 道路工事に併せて行う水路拡幅工事は、道路工事の地元調整に時間を要したことで繰越となったという状況がある。事業スケジュールに影響を及ぼさないよう、予算計上までに十分な調整を行うこと。
- ⑥ 旧北部清掃工場の解体について【住民福祉の向上の視点】
- 施設の性質上、解体工事については、土壌汚染や大気汚染などへの安全対策及び地元説明を十分行うこと。

評 価

次世代教育としての施設の有効活用について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

クリーンセンターは、ひと昔前のごみ処理施設のイメージとはかけ離れたきれいな施設であり、教育機能も有している。廃棄物対策について大切なことを、子どもたちにわかりやすく伝えられていることがとても評価できる。その内容についても、時代の変遷を注視し、その都度、適切な内容に更新可能な展示としていることに工夫がみられる。